

第十九回 参議院厚生委員会會議録第二十七号

（四五〇）

昭和二十九年四月十三日（火曜日）午前
十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君
理事 大谷 豊潤君
湯山 勇君

委員

高野 一夫君
谷口 昭三郎君
西岡 ハル君
横山 フク君
廣瀬 久恵君
安部 キミ子君
藤原 道子君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

政府委員

厚生政務次官 中山 マサ君
厚生省公衆衛生
局環境衛生部長 楠本 正康君
厚生省業務局長 高田 正巳君
厚生省保険局長 久下 勝次君
事務局側

常任委員 草間 弘司君
會專門員 多田 仁巳君
會專門員

本日の會議に付した事件

○厚生年金保険法案（内閣送付）

○船員保険法の一部を改正する法律案（内閣送付）

○厚生年金保険及び船員保険交涉案案

（内閣送付）

○清掃法案（内閣提出、衆議院送付）

○あへん法案（内閣提出、衆議院送付）

○社会保険制度に関する調査の件（ビキニ被爆事件に関する件）

○参考人の出頭に関する件

○公聴会開会に関する件

○委員長（上條愛一君） 只今から厚生委員会を開会いたします。

厚生年金保険法案、船員保険法の一部を改正する法律案、厚生年金保険及び船員保険交涉案案を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。○國務大臣（草葉隆圓君） 只今議題となりました厚生年金保険法案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を説明いたします。

現行の厚生年金保険法は、終戦後の困難な国内経済の事情に対応して、寡婦年金、遺児年金等を新設いたしましたと共に、未だ支給期に到達していなかった養老年金を年額千二百円程度まで圧縮し、それによつて保険料率を引下げる等の臨時応急的な措置を講じたままになつてゐるのであります。当時から或る程度経済の安定した際には、その全面的な改正が予期されてゐたのであります。

その後、わが国の経済は急速に立ち直りを示しておりますと共に、他面勤労者の生活保障のための社会保険制度の拡充整備は、ますますその必要の度を加へつつあるのであります。のみならず、本年から被保険者の一部に對

し、養老年金の支給が開始されることと相成りました関係もあり、厚生年金保険法の改正は、この際どうしてもいたさなければならぬ段階に立ち至つてゐるものと考えるのであります。従いまして、この際、厚生年金保険制度の全般に亘つて再検討を加へまして、保険給付の内容を改善し、且つ、その将来に亘つての恒久的な財政計画を樹立することによつて、長期社会保険としての基礎を確立したいと考えるのであります。

以下、その改正の要点を申し上げます。第一に、保険給付及び保険料の計算の基礎となる標準報酬について、できるだけ被保険者の賃金の実態に合うようにすると共に、労資の負担増を考慮して若干の引上げを行うことといたしました。

第二に、すべての年金給付が、老齢年金の給付内容を中心として均衡を保つような体系を考慮いたしました。

第三に、年金給付の額については、定額に報酬比例額を加えたものとし、更に被保険者によつて扶養されてゐた者の数によつて、加給年金を支給し、生活の実態に副い得るようなものとしたのであります。

第四に、現行法におきましては年額千二百円となつてゐる老齢年金の額の最低を二万一千六百円とし、標準報酬の額に應じて更に増額するようにいたしました。

第五に、障害給付については、障害の程度を合理的に区分すると共に、障

害の程度の増悪軽減に應じまして、給付額を増減し得るように改めました。

第六に、現行の遺族年金、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を一つの総合的な体系に統一して、新しい遺族年金の制度を設けることとしたのであります。

第七に、脱退手当金の制度を合理化いたしました。

第八に、従来支給いたしておりました年金のうち、低額なものは、一定額まで引き上げるよう、特別の措置を講ずることといたしました。

第九に、坑内夫以外の被保険者についての国庫負担の割合を保険給付費の一割から一割五分に引き上げることとしたいたしました。

第十に、労資の負担を勘案しつつ、財政の均衡を将来に亘つて保ち得るようにするために、保険料率を調節することといたしました。

なお、本法案に関連して、政府としては、船員保険法の一部を改正するとともに、厚生年金保険及び船員保険のそれらの被保険者期間を相互に通算して、保険給付を行うこととするために、近くこれらに関する法律案も、本国会に提案して御審議を煩わす予定であります。

この制度は、将来勤労者のための社会保険制度の中核となるべき重要な意義を持つものでありますので、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを希望する次第であります。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

船員保険法は、昭和十四年四月に制定されて以来今日まで、船員労働者の生活の安定と福祉の向上を図りするための唯一の総合的な社会保険制度として実施運営されて来たところであり、この間社会情勢、経済情勢の変動に即応するため十数回にわたる改正がなされたのであります。特に終戦後の困難な社会的経済的情勢の変化に對処いたしましたため種々の措置が講ぜられたのであります。これらの措置のうちには、臨時的応急的なものとして将来経済の安定した際に再検討すべきものとされ、そのまゝ今日に及んでゐる点が多く存するのであります。

我が国の国民経済も漸く安定して参りました今日におきまして、保険給付の内容を改善、合理化いたしますと共に、保険財政の基礎を将来の見通しの下に確立いたしました。できるだけ船員保険制度の内容の充実と合理化を図ることが必要であると考える次第であります。かような意味におきまして、今回船員保険法の一部を改正しようとするものであります。

以下改正の主要点につきまして御説明申し上げます。

第一に、標準報酬につきましては、他の社会保険との調整を図り、現行の二十一等級を改めまして十九等級にいたしますと共に、標準報酬の計算の基

礎となる報酬月額の算定方法を合理化しようとするものであります。

第二に、従来船舶内にある期間には支給されていなかった療養の給付を、一定の場合には支給することとしたのであります。

第三に、分べんに関する保険給付として、新たに分べん費、出産手当金及び育児手当金を創設いたしました。船員労働者の福祉の増進を期したと考へております。

第四に、失業保険部門につきましては、失業保険法に準じまして制度の合理化を図るものであります。

第五に、老齢年金につきましては、現行の二万四千円の頭打ちをはずし、すと共に、その額は厚生年金保険法の改正と歩調を合せまして定額に報酬比例額を加えたものとし、更に被保険者によつて扶養されていた者に加給金を支給し、生活の実態に副い得るものとしたのであります。

第六に、職務外の事由により支給する障害年金及び障害手当金並びに寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金の額の計算の基礎となる標準報酬月額につきまして、現行の最終標準報酬月額をとることを改めまして平均標準報酬月額によることとしたのであります。

第七に、脱退手当金の制度を合理化いたしました。

第八に、従来支給いたしておりました年金のうち、低額なものは、一定額まで引き上げるよう特別の措置を講ずることが必要と考へるものであります。

第九に、船舶所有者及び被保険者の負担を勘案しつつ、財政の均衡を将来に亘つて保ち得るようするために、保険料率を調整すると共に少くとも五

年ごとに再計算することにいたしました。その結果保険料率は当分の間失業保険の適用を受ける者については百分の百六十一に、失業保険の適用を受けない者については百分の百四十五にいたしました。所存であります。

以上、この法律案を提案いたします。理由を御説明申し上げますが、何とぞ慎重に御審議の上、速かに御可決あらんことを御願ひする次第であります。

次に、厚生年金保険及び船員保険交渉法案につきまして、提案理由を御説明いたします。

このたび政府におきましては、厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案を国会に提案いたしました。只今御審議をお願いいたしておりますが、これらの改正案におきましては、両法案とも老令年金及び遺族年金については、その給付の基準を、原則として同一にいたしております。従いまして、この機会に両保険における被保険者期間を

通算して老令年金又は遺族年金を支給できるようにいたし、両保険の被保険者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するよういたしたいと考へまして、この法律案を提案いたしました次第であります。

以下法律案の要点につき、御説明申し上げます。

第一に、両保険における被保険者期間を通算することにいたしましたのであります。この通算は、老令年金を支給する場合及び老令年金の受給資格期間を満たしている者が死亡したことによる遺族年金を支給する場合並びにこれらの保険において任意継続被保険者となるために必要な被保険者期間を計

算する場合の三つの場合に、これを行うことにいたしました。

第二に、両保険における被保険者期間を通算した場合における保険給付は、原則として、最後に被保険者であった保険において、これを行うことにいたしました。

第三に、老令年金の受給資格を得るために必要な被保険者期間は、厚生年金保険法においては、原則として二十年、船員保険法においては、原則として十五年ということになつておりますので、両保険の被保険者期間を合算する場合に、この点を勘案してそれぞれの期間につき必要な調整を行うことにしております。

第四に、一の保険における老令年金の受給権を有する者が他の保険の被保険者となつた場合、又は一の保険における障害年金の受給権を有する者が同時に他の保険における老令年金の受給権を有する場合、或は同時に両保険における遺族年金の受給権を有するに至つた場合等につき、それぞれ必要な調整を行うことにいたしました。

第五に、両保険の被保険者期間を通算して行つた保険給付に要する費用につきましては、政令の定めるところにより、厚生保険特別会計と船員保険特別会計とにおいて按分して負担することにしたのであります。

以上この法律案を提案いたします。理由を御説明申し上げますが、何とぞ慎重に御審議の上、速かに御可決あらんことを御願ひする次第であります。

○委員長(上條愛一君) 只今の三法案のうち厚生年金保険法案は、審査の都合上公聴会を開いて利害関係者及び学識経験者の出席を求め意見を聴取いた

したいと思ひます。この手続、日時、人選その他の事項は委員長に御一任願ひしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思ひます。よつて厚生年金保険法案について公聴会を開くことに決定いたしました。

なお、本案三件とも質疑は次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(上條愛一君) 次に社会保障制度に関する調査を議題といたします。

先ず人口問題と受胎調節につきまして、各国の状況を、来朝中のサンガー夫人から聴取したいと思ひます。出席者の都合上同人及び通訳者を参考人として出席願ひすることにいたしました。その手続その他は委員長に御一任願ひしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思ひます。

次に、ビキニ被爆に関して厚生大臣に對し湯山委員から緊急質疑の通告がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思ひます。

でも被害者の生活保護の問題が取上げられましたし、本会議におきましても、或いは昨日の本会議におきましても、これらの家族の生活をどうするかという問題が取上げられたわけでございます。で当初お尋ね申上げたとき、大臣から、これは船員保険のほうで四か月間は生活が見られるし、その他の点についても万全を期して行きたいという御答弁があつたわけですが、でも、その御答弁がなお昨日も同様になされたわけでございます。ところが、実情をいろいろ聞きまじたり、或いは新聞の報ずるところ等によりまして、これらの家族たちは現在非常に困つてゐる。例へば基本給があつて漁業に關係してゐる人は非常に少く、獲れ高によつて歩合の分配がある。これが、季節的にたくさん入つて、一年の生活の大部分を支えるということになつてゐるようですが、そういう關係から、結局被害以来、船元から一万五、六千円の借金をし、その後見舞金等が十数万入りしたけれども、結局それらも家族に、二十三人に分けると、極く僅かであつて、結局一か月経つた今日非常に生活に困つてゐる。ところが、一般の生活保護の対象にもならないし、かといつて船員保険の給付はまだ手続中とか、或いはまだ手続ができていないとかいふ、そういうこととから受けられていない。而も、あつた土地柄でございますから、いろいろ附近の人たちからは白眼視されるような面もあるし、更にそういう生活の苦しいことを訴えようと思つても、そういうことさえも減多なことを嘆くと工合が悪いといふのでとめられておりまして、それできないというやうな

ことから、非常に困つておるといふことを聞いておるのでございますが、これに對して現在のところどういふ状態にあるか、果してこれらの家族の生活が保障されておるかどうか、こういうことについて承わりたいわけでございます。

更に附加して申し上げますならば、東京のほうに送られて来ておる患者たちの見舞に藤原委員その他の方たちが行かれたときには、結局病人たちは、自分たち自身のことよりも家族の生活のことを非常に心配しておつて、このことに對しては何とか我々努力してやるといふ激勵に對しては、全員涙を流してお願ひしますといふことを言つておつたといふことでございませう。そういう事情にありますが、何とかこの際はつきりつきりいふ点についてさして頂きたいと思ひますので、一つ大臣から御答弁願ひしたいと思います。

○國務大臣(草壁隆國) 実はこの二十三名は全員船員保険に加入いたしておられますから、御本人の御要求がありますると、当然その医療期間中は、三年間は家庭に對する生活費を船員保険法によつて見て行かねばならぬといふ現在の法律になつておりますから……併し今度の問題は、事が會つてない事件でありまして、而も原子爆弾の試験による被害といふこのやうな状態でありまると、当然補償を受けるべき筋合だと考へております。従つて、理論的に申し上げますと、一方国内法によりましては、船員保険法から支給せねばならぬし、支給し得る状態でありまると、只今お話のありましたやうな實際上の問題につきますると、いろいろそこに従來の慣習等

もありまして、直ちに生活にマッチするやうな支給といふ点は如何かと思はれる点もあると存じます。ちよつと速記をとめて頂きたいと思ひます。

○委員長(上條愛一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(上條愛一君) 速記を始め。

○安部千子君 私が昨日本会議で質問いたしました厚生大臣の答弁と、それから岡崎外務大臣並びに緒方副総理の答弁を聞きまして、特に私が遺憾だと思ひましたことは、岡崎大臣及び緒方副総理が日米協会で岡崎大臣の發言には間違ひはないし、又今もそのやうな趣旨の考へを変えていないといふやうな發言でございまして、私は非常に残念だと思ひました。そこで昨日のラジオを聞きまして第二吉祥丸が又被害を受けて居つて来ておるやうでございませう。又今後限りなくやういふやうな被害が出て、いつまでも限りなく尾を引くのではないかと、心配もございませう。そういうやうなことになるやうなと、先ほど大臣がいろいろ補償について或いは医療の補償とか生活補償とかいふやうなことに御尽力頂いておることは了いたしまして、もう、こういうやうな一時的な対策を將來いつまでもお続けになるということ、私はこれは困難ではないかと思ふ次第でございませう。そこで大臣は、この岡崎外務大臣の發言なり又緒方副総理の發言に對してお互いの同僚の中に、いわゆる閣僚のそうした大臣の御發言でございませうが、その發言に對してどのような見解を持つてお出でになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○國務大臣(草壁隆國) 原爆の実験によりまると被害が、日本の漁夫、漁業従事者なり或いは更に漁撈をいたしたる漁獲物なり今頃及びましたために、国内に大変な不安と、食料、食膳に供する水産物に對する大変な衝撃を与へた、このやうな事実を鑑みまして、実験の如何は別といたしまして、も、こういうやうな衝撃は再び国内に來ることは誠に日本国民としては忍び得ない状態だと考へております。従つてそのやうな衝撃を起さないやうに処置を當然考へて欲しいことは、政府におきましては或いは日本国民全体におきましては同様なことだと考へております。

その後只今お話になりましたやうな漁獲物に對してずつと検査を續けております中に、昨日もお答えしました、更に詳細な検査に現在に移りました、一番最初にはガイガー検査器によりまると検査をいたして参りましたが、最近では一層慎重にいたして参りますために、表皮、内臓、或いはえら、やういふ方面まで検査をいたして参りました。結果、昨日もお答え申し上げましたやうな、内臓に放射能を持つて居る魚を見つけた、こういう情勢になつております。これがどのよきの実験による放射能か、或いはそのときに魚が受けて、その魚なりこれに類似するものを漁獲物が食つて、それによる内臓の放射能か、いろいろ學問的にむずかしい問題、潮流その他のむずかしい問題になつて来て、今の學問ではなかつた、これがまだ判定しにくいやうな状態のやうでございませう、實際の問題から……、そういう状態でありまると、試験は当分續けて参ると同時に、私もは

将来このような不安が起らないやうに、直接の水産物といふものは、日本の食糧の大変大きい比重を占めており、それによつていろいろな栄養をとり、食膳を満たしておるわけでございますから、これらの不安を来さないやうにこつすべきものだといふ意味で、これは政府も或いは昨日の答弁もそこまでは及んでおらなかつたやうであります、そういう考へ方は同じ考へております。

○安部千子君 只今の御答弁によりまると、大臣はこの実験を禁止するといふ徹底的な考へをお持ちになつておられないやうに私観しますが、私はその根本的な対策が國としても立てられなければ、いつまで経つてもその問題は解決しないのではないかと、ただ、これは私も日本の國民としてだけではない、これはどこの國民としてだけではない、送るべきやうな、現に今朝のラジオ放送を聞きまして、インドでもそのやうな灰が降つたといふことを放送しておるやうな、聞くところによりまると、英國でもそのやうなことがあつたやうな、又アメリカ自体にもそのやうなやうなことに對して十分な警戒もし、処置もしておるといふやうなことを聞いておりますので、この問題はただ日本國民だけの問題ではなくて全世界に及ぼしておる。これは人類の道德上に大変な根本に關する、この人権の問題にもなるかと思ふのでございませう。それで閣僚の皆様の中には、勿論政府の意向として根本的にきめられましたことを侵すかすといふことはできませんと思ひますけれども、私はそれだからと言つて衆参両院の院議によつてきめられし、たこの趣旨といふもの、いわゆる原爆実験に關するあの決議案たるものの趣

旨といふものは根本的にこの原子爆弾なり原子兵器なりを作らないで、そして日本のみならず世界の平和を求めて呼ばれた國民全体の總意であると思ひます。そういう観点から考へまして、私は大臣からも強くこの実験なり或いは兵器を作るといふことの根本的な禁止といふこの観点に立つて強く主張して頂いて、國民の總意に應じて頂きたいと思ひますが、大臣にはそうした御決意がございませうか。

○國務大臣(草壁隆國) 実はこの原子兵器の進歩は、お話のやうに大変な大きな問題であり、又現在世界の國際間の一つのこの問題の管理なり或いは禁止なりが解決いたしますと、多くの國際間の問題の中心は解決するからいふ大きな問題だと思ひます。従つて昨年八月十二日でありましたか、ソ連が水爆を実験したといふこと以來、一層眞剣に取上げられて検討され、國際間の議題となつて進んで来ておる問題であります。これは各國ともそれに向つて考へております点は、只今お話のありましたやうなことを相接近しておるし、何とか人類を悲惨から救うといふ点においての大きな事案となつて来ていることは同感であります。従ひまして、これらの問題が國際間に都合よく解決することが何よりも必要だと、私もそれを念願しておる次第でございませうが、それまでに行かない間に、實際等がありまるとおきましては、これは最も近くの被害を受けるといふやうな状態をこうむる場合において、殊に私どもの日本の場合においては、現にそれを体験いたしましたので、それらのやうなことの今後起ら

ない状態でありますが、併し全体として水産漁獲の問題になりますと、当然考へて行きたい。そこで政府といたしましては、これらのものも考へながら、その実害を一応計算しまして、そうしてこれ又補償の対象にいたすべきものかどうか考へてまゐつておられます。

○委員長(上條愛一君) 衆議院の厚生委員会から再三要求がありますので、一つ簡明に願います。

○豊森芳夫君 先日第一国立病院に厚生委員会を代表して湯山委員とお二人で行つたわけでありまして、患者のことは藤原委員からいろいろ御質疑になりましたから省略いたしまして、患者にとつて現在二つの重要なものがあると思ふのです。一つは家族の生活費、それからもう一つは、何と言いましても一日も早く患者がなおる、こういうことだと思ひます。そこで患者がなおるためには、何と言つても適切な治療がなければならぬ。そこで私医者である関係で、向うの副院長及び内科医長、それから患者十数人を扱つておる主任といひますか、そういう方とほんの暫く懇談いたしました。その席で、責任ある医師として何を一番希望せられますかと、こういう質問を致しまして、ところが、こもごもおつしやいますことは、何と言つても非常にたくさんのお金がかかる。例えば或る患者のごときは、一日万を超えるような治療費が必要であると、ところが現在のところ我々は政府から何ら治療費に対する保険金の、そうした当然受けるべき面倒を見てもらつていない、従つて非常に巨額のこの方面の患者に対する費用が要つておると、それはどういふこと

下さい。

【速記中止】

○委員長(上條愛一君) 速記を始めて下さい。

○湯山勇君 先ほどの被害者の家族の生活費補償の問題での御答弁に關連してですが、実は静岡県との間に話合ひをなさつておられるということですが、調べてみますと、静岡県の者が、地元の方が十八名と、他府県の者が五名あるはずでございます。これはやはり同じような措置をなされるのだとすれば、それ／＼の県についてなさつて頂かなければならぬと思ふのです。が、この点は是非お願い申し上げたい。

それから今の各委員の質問に對して大臣のおつしやつたこと、一席大臣のお立場としては現在のところそういう段階だと思ひますけれども、聞いておりました、すべてのことが何だか後手後手に廻り過ぎておるような感じがいたしました。生活補償の問題にしても、今の医療費の問題にいたしましても、それからまづぐるの検査にしても、初めは皮膚だけ、今度は内臓に行くと、こ

ういふふうな状態だと、結局国民の不安といふものは、いつまで経つても解消しない。今度は骨までやられるのじやないか、食べた人もやらなくちやならないのじやないかといふことになり

ますので、これは大きい立場からむしろ先手に出るようには是非やつて頂きたい。これはまあ例え話のようですけれども、曾つて林子平が東京湾の水はテ

ィムス河に繋がつていふことを言つたことがありましたが、あれと同じように、結局こうなりますと、世界の空は共通でありますし、水はどここの水がど

う来るかわからないといふような状態にありますので、是非本當に国民を安心させるためには、どういふことがあつても大丈夫だといふ態勢を厚生行政の面でもつて頂く、又國務大臣としての厚生大臣はむしろそれよりも積極的にこの原爆の実験禁止といふことを強く一つ御主張願ひたい、そういうことをお願い申し上げます。

○國務大臣(草壁隆國君) 今のような御趣旨から、実は先手を打つつもりでやつておるのですが、今のえらとか内臓とかいふのもそういう意味でやつたのだから、上だけでいいけれども、もうちよつと時間が経つと、我々のほうも先手を、えらなり、或いは内臓の辺まで行こうじやないかといふので、調べましたら、たゞ／＼大分してからそれが出て来た、こういう状態なんです。只今の御注意は十分尊重いたしまして、今後努力をいたしたいと存じます。

○委員長(上條愛一君) それではこれでビギン問題に關する厚生大臣に對する質疑は打ち切りたいと思ひますが、御異議ございせんか。……御異議ないと存じます。

○委員長(上條愛一君) それでは清掃法案を議題といたします。御質疑を願ひます。

○湯山勇君 もう大體質疑はない段階で、大體熟慮なんです、実は基地關係ですね。これは簡易水洗便所を使つておつて、基地の内部だけはきれいな

ような恰好になつておりますけれども、その周辺はそういう汚物が随分流れておる。本法が施行された場合には、その基地に對しても適用される

状態にありますので、是非本當に国民を安心させるためには、どういふことがあつても大丈夫だといふ態勢を厚生行政の面でもつて頂く、又國務大臣としての厚生大臣はむしろそれよりも積極的にこの原爆の実験禁止といふことを強く一つ御主張願ひたい、そういうことをお願い申し上げます。

○國務大臣(草壁隆國君) 今のような御趣旨から、実は先手を打つつもりでやつておるのですが、今のえらとか内臓とかいふのもそういう意味でやつたのだから、上だけでいいけれども、もうちよつと時間が経つと、我々のほうも先手を、えらなり、或いは内臓の辺まで行こうじやないかといふので、調べましたら、たゞ／＼大分してからそれが出て来た、こういう状態なんです。只今の御注意は十分尊重いたしまして、今後努力をいたしたいと存じます。

○委員長(上條愛一君) それではこれでビギン問題に關する厚生大臣に對する質疑は打ち切りたいと思ひますが、御異議ございせんか。……御異議ないと存じます。

○委員長(上條愛一君) それでは清掃法案を議題といたします。御質疑を願ひます。

○湯山勇君 もう大體質疑はない段階で、大體熟慮なんです、実は基地關係ですね。これは簡易水洗便所を使つておつて、基地の内部だけはきれいな

ような恰好になつておりますけれども、その周辺はそういう汚物が随分流れておる。本法が施行された場合には、その基地に對しても適用される

かどうか。立川とか千歳とか随分ありますね。どこも皆そういう状態らしいのですが、日本の国民だけなんです、が、その駐留しておる人に対してはやはり嚴重にこれは適用されるのか、その点一つはつきりさせて頂きたい。

○政府委員(楠本正康君) お答え申し上げます。本法案が施行されれば、当然基地その他には適用されます。又外人の家等にも当然適用されるわけでございます。まして、今後基地或いは外人の家等汚物等を川に流すといふようなことは、当然この法律によつて規制を受けることに相成るわけでありまして、

○湯山勇君 そういうふうなことは、どういふ方法で以て先方へ徹底させるか、すでにどういふことについては大體話合ひができておりますか、その点は如何でしょうか。

○政府委員(楠本正康君) まだ法案が成立もいたしておりません關係もありますので、これは基地關係或いは外人關係をも含めて、すべて未だ具體的な実施計画の段階に入つておりませんが、當然これはそれ／＼地方の実情に

応じまして、ブロック會議等を実施いたしまして、本法の趣旨の徹底を図りたい所存でございます。なお、更に通牒或いは講習会等の形によりましてその施行上誤りなきを期す所存でございます。

○湯山勇君 今のブロック會議とか通牒とかいふのは、大體国内的な操作だと思ふのですが、例えば日米合同委員會とか或いは外務省を通じて向うの大使館へ申入れるとか、そういうことも考へておられるわけでございますか。

○政府委員(楠本正康君) これは勿論

現場的に必ずしも処理がし切れないような問題は、日米合同委員会なり、或いは外務省を通じてなり、先方に趣旨を徹底いたしまして、処置を図りたい所存でございますが、従来も、例えば、すれば立川の井水の汚染等につきましても、必ずしも現地だけで解決ができまじんでしたので、私どもは日米合同委員会の議を経まして、あの問題を解決したような次第でございます。従つて、今後若しような問題がこの清掃に關してございませうれば、当然さうな措置をとりたいと思つております。

○委員長(上條愛一君) 去る三月二十三日付を以て、参議院の農林委員会よりの申入がありました。これはお手許にもあると思つて、その趣旨は、我が国の農業は古くからその慣行上、衛生上の見地から糞尿及び塵芥等を処理する場合には、相当多量にこれを利用しての農業生産及び農家経済の現状に悪影響を及ぼす場合があるの、関係事項の運用に當つては、農業上支障を来すことのないよう、厚生、農林両当局の完全な了解の下にこれを実施するように、当委員会として適當な処置をするようにとのことであります。右は至極く尤もな申入れと思つたので、政府におきましては右の趣旨を十分取入れられて、本案の実施の場合においては、厚生、農林両当局の間で完全な了解の下にやつて頂くように願ひたいと思つて、この問題に對する政府の御意向を明かにしておいて頂きたいと思つた。

○政府委員(楠本正康君) 只今御指摘の点は、全く御尤もでございます。清掃といふ観点から、農村の肥料需給に影響を来すようなことは誠に困つたことでございます。又一方尿尿処理の点から従来の農村の営農形式に相當な変革を来すようでも、これ又極めて重大な問題と思つた。そこで私どもは、尿尿或いは塵芥使用の制限をいたしておりますが、かようなものにつきましましては事務的に現在まで農林省と相談をいたしまして、この法案実施の際には、すべてそれらの事項につきましては農林当局とよく相談をして、通融或いは基準等を定めるように考へておる次第であります。

○委員長(上條愛一君) 他に御発言もないようでございますから、質疑は以上を以て打ち切りたいと思つて、御異議ございせんか。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと思つたので、これから討論に入ります。御意見のおありの方は、それへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

あへん法案に対する修正案
あへん法案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「四月一日」を「五月一日」に改める。

附則第十八項中「第七条第十六号」を「第七条第十七号」に改める。

以上の通りであります。

○谷口三郎君 只今の大谷議員の修正の動議に賛成いたします。

○委員長(上條愛一君) それでは只今の大谷議員提出の修正動議は成立いたしました。なほ、御意見がございましたらお述べをお願いします。

……他に御発言がございませんようですから、討論は終結したものと認めて差支えございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決いたします。

大谷議員提出の修正動議に御賛成の方は挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(上條愛一君) 全会一致可決いたしました。

なお、大谷議員提出の修正動議以外の衆議院送付の案について採決をいたします。大谷議員提出の修正動議を除いた衆議院送付の案について御賛成の方は挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(上條愛一君) 全会一致と認めます。よつて本案は修正議決したものと認めます。

なお、委員長が議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可

とされた方は順次御署名をお願いします。
多数意見者署名

大谷 豊潤 藤原 道子
高野 一夫 谷口三郎
西岡 ハル 横山 フク
廣瀬 久忠 安部キミ子
湯山 勇 堂森 芳夫
有馬 英二

○委員長(上條愛一君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れないと認めます。

なお、本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛一君) それでは、次にらひ予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。

○谷口三郎君 らひ予防法の一部改正に對しまして二、三の御質問を……

○委員長(上條愛一君) ちよつと申し上げますが、政府委員が来ていないのですが、如何いたしましたよう。【次回】と呼ぶ者あり

○谷口三郎君 それでございましたら、私少し質疑がございますからして、実はこの次の十五日の日はおりますので、来週の月曜以後に頂きたいと思ひます。そのようにお願いしたいと思ひます。

○委員長(上條愛一君) よろしうございますか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(上條愛一君) それでは政府が来ないのだから、二十日過ぎに延ばしましょう。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時四分散会